

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各都道府県ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請(令和9年4月が申請対象月の場合は、令和9年4～6月の3か月の間に交付申請を行う。)
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>

